

(原稿例)

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。」

「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」

- 平成30年10月1日から、神奈川県最低賃金は
時間額 983 円
(27円引き上げ)となりました。
- 神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・
アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者
とその使用者に適用されます。
- 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
 - ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - ② 臨時に支払われる賃金
 - ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
- 中小企業・小規模事業者向けに各種支援策、無料相談を用意し
ています。
詳しくは下記の「神奈川県働き方改革推進支援センター」にお
問い合わせください。

※ 神奈川県働き方改革推進支援センター

神奈川県中小企業団体中央会受託

【本所】

電話：045-307-3775

住所：横浜市中区尾上町 5-80

神奈川県中小企業センター9階

【出張所】

電話：046-204-6111

住所：海老名市めぐみ町 6-2

海老名商工会議所内

問合せ先 神奈川県労働局労働基準部賃金室

〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57

横浜第2合同庁舎 8階 (電話 045-211-7354)

又は、最寄りの労働基準監督署